

「薬師寺中下臈検断之引付」について

歴史研究室

一

本書は薬師寺（奈良市）所蔵にかかり、大永六年より慶長十一年に至る間の同寺中下臈の評定記録である。外題には「中下臈検断之引付」とあるが、検断関係記事は天正十四年で終り、以後は寺内の普請その他の評定引付となつてゐる。中世末期の検断関係史料としては最もまとまったものの一つであるが、管見の範囲では本書を利用した研究はないようである。そこで特に新発見というわけではないが、ここに紙数の許す範囲内で抄出紹介したい。

なおそれに先立って本書の体裁等について記しておく。縦27・1cm横17・8cm、紙数51枚、袋綴（現在明朝綴、もと紙捻仮綴）、黄地籠目文紙表紙（後補）が付せられている。この表紙は本紙の裏打ちと共に明治十三年の修理（巻末に明治十三年修理識語あり）の際のもので、現在の第一紙目が原表紙に当る。料紙は楮紙を用うるが、数次にわたつて紙が補充され、それぞれで寸法・紙質をやや異にしている。又筆跡も個所によって異つており、順次書継がれたことを示しているが、或る期間にわたつて墨色書風が全く一致している場合もあり、必ずしもその都度書継がれたものでなく、数件宛まとめて書かれた場合もあったようである。なお前半部の料紙は寸法が大きく、そのため修理の際縁

を断ち落され、文字の一部を失つた個所のあることが惜しまれる。但し本書には別に江戸時代の写本があり、欠字についてはこれによって補うことが可能である。

本書の内容は薬師寺内及び周辺寺領における犯罪に対する裁判記録で、刑事事件に関する寺法の一部を窺い知ることができる。本引付に見える犯罪は殺害・刃傷・喧嘩・密通・盗人・盗人引入・稲盗・水盗・寺役対捍・引付毀破等であるが、それらに対する刑罰としては斬罪・追放・住屋放火・片鬘剃・鼻削等が見えている。斬罪を適用されたのは盗人・密通で、喧嘩による殺害・刃傷等は、寺僧の場合は追放刑、その他の郷民等は住屋放火ならびに「罪科」であった。独立した住居のない場合には放火はなくて「罪科」のみであるが、「罪科」の内容については明かでない。住屋放火・盗人死罪については『嘉元記』（鎌倉末―南北朝）にも見えており、法隆寺においてもかなり類似した点が認められるが、本引付と比較すると若干異つたところもある。これは時代の差によるものか、寺の相違によるものかは明かでない。他の諸寺の例と比較することによつて本引付の内容も明かとなり、又薬師寺々法の性格も明確にすることができよう。

二

〔原表紙〕
大永六年^{丙也} 卯月十三日

中下臈衆断之引付

藥師寺

春之季	長秀	興賀	賴營	乘深	宗昌
	正胤	晃弘	胤懷	聖英	興專
夏之季	覺俊	□弘	賴嚴	英助	常泰
	乘範	胤經	長照	長賢	胤祐
胤昭	賴憲	實弘			
秋之季	英經		胤昭	英繁	實懷
了秀	懷弘	實祐		英胤	長惠
善慶	高懷	堯宗		懷春	
冬之季	尊弘	尊貞			
繼謀	紹朝	胤弘	公胤	印秀	
定懷	實澄	賴順	專胤	尊胤	
宗榮	宗忍				

中下臈衆集會評定日

去三月廿三日^{戊刻}、新三郎七条北口辺通之處、八郎次郎竊可令殺害之由致沙汰、言語道断之次第也、悪行超于常篇之条、処重科了、凡斂^檢断事、筒井殿御異見之旨、尚々中下臈衆^{成業等}少々加判形、於自

今以後者、別而堅固^仁可有取沙汰者也、然者不依權門不^口之類、不限若党凡下之族、不存偏^偏、無懈怠之儀、守捷法可有成敗之旨、三輩一同之評定也、仍中下臈衆群議如斯、

大永六年^{丙戌} 卯月十三日

賴營(花押)	訓實(花押)	興賀
了胤(花押)	經謀	長秀
覺英(花押)	了秀(花押)	懷尊
澄実	長実	盛胤(花押)
榮盛(花押)	乘盛(花押)	実憲(花押)
長基(花押)	懷盛(花押)	昌懷(花押)
成業已上加判之事		
長胤(花押)	尚朝(花押)	英乘(花押)
經円(花押)	覺重(花押)	懷禪(花押)
長謀(花押)	実繼(花押)	覺筭(花押)
覺榮(花押)	覺実(花押)	長盛
長懷(花押)		

一大永七年^{丁亥} 卯月八日夜、於五条郷、藤五^ヲ德賢令刃傷間、同九日早朝^仁、彼兩人之家罪科早、
一 同年七月七日^八中下臈評定日、

昨日七日、五条郷東在家井^ヲ替ル^仁、仕丁專松^ヲ五条座ノ專千代殺害サセ畢、然間彼兩人住屋^ヲ放火、郷^エ尋使被付之^仁、五条座一人仕丁^トノ義之間、尋使之事、於惣地下者、詫言可申之由難決之旨、

雖令披露被放使畢、然鄉民等不致承引之條、同八日、於円城院堂披露三輩了、三輩衆一同之評定仁、鄉民狼藉超于常篇之間、老若一味之連書被沙汰、於彼五条郷、悉以可有罪科旨、一同之沙汰也、仍夕部集會、則連書在之、隨而郷民託言仕之條、長懷貫了房僧都覺実淨觀房五師、兩人仲人託言之取次也、則郷民致懇望、長沙汰人於八幡宮之神前ニシテ金堂八幡牛玉齋咄文仕畢、同十一日朝也、

〔今度郷民等如此緩怠沙汰之由來者、先年於五条郷喧嘩之時、尋使之入目五条座へ相懸了、其所以者、喧嘩等之事、何仁可沙汰候云事無之、自然五条座者沙汰仕へ可為如何候哉之間、定公事等ニハ相替議ナル条可相懸云々、然菟角申而、五条座之者彼失墜不出歟、依之郷民等、然者五条座之内喧嘩出来之時者、自余郷民尋使支配不可致沙汰之由、内々示合刻、今度之義出来之條、不及菟角之沙汰、如此成下云々、此条者郷民申事有其由歟之間、惣公事は五条座之者ト、一列ニ可致沙汰事理運之由、各々申事也、則今度取次之兩人寺之趣、被申付五条座、彼酒直出了、

〔五条座料足付相懸而、彦四郎彼座之内長タル条、失墜不可出之由申歟、彼座之内可有長之事不謂之間、彼座之内之者可有糺明之由、評定之歟、則取次兩人方江出之了、然上者、彼座之長ト云事、不可有之者哉、仍而記之了、

〔去十六日朝、南印禪、仙賢ヲ殺害早、然処印禪房之女性ヲ寺へ出間、以水問ヲ糺明之歟、女敵之由白状之間、彼女房ヲ可有生涯之由、中下糺評定之歟、招提寺老僧順照房、禪賢房、北御門辺迄被出、於斷頸之事者被申請間、片頭ヲ剃、鼻ヲソキ追放早、

藥師寺中下糺檢断之引付について

享祿四年 卯辛 七月十七日

〔去三月廿五日、溝堀之時、宿院齋五郎、四郎以鎌ヲ打相、既四郎令死去間、住屋放火早、

享祿五年 辰壬 卯月廿二日

〔享祿五年 辰壬 五月七日、於寺内觀宗房歟、淨信房ト越前公ト及刃傷、則中戸門ニテ貝ヲ被吹早、兩人俱罪名也、

享祿五年 辰壬 五月 日

一天文元年十二月仁侘言有之間、則中戸門ニテ免除有之、淨信房、越前公俱免除也、

天文元年十二月 日

天文二年 巳癸 十二月十五日早朝、於宮中茶屋、七条之孫九郎方於尻江田之八男ト云者刃傷有之間、則即座ニ孫九郎方住屋并八男住屋兩家、悉以放火在之、然間七条郷、尻江田郷兩所へ尋使被放早、八男者住屋無之而、母之家ニ出入之間、尻江田之里中ニテ貝於被吹早、住屋アレハ家ヲ放火在之、住屋ナケレハ罪名計在之而、貝於吹在所へ尋使被放事決定也、

当季衆 榮盛 繼謙 紹朝

天文二年 巳癸 十二月十五日

今度孫九郎方、当季之一糺仁侘言在之間、同十二月晦日巳刻、西南門之外ニテ免除在之、当季之一糺ニ付テ侘言在之乎、中下糺衆集會評定曰、

天文元年十二月晦日

当季一糺良宗

天文三年^{甲午}十月^{四日}亥刻、七条郷中於蓮池邊、七条次郎太郎、与

四郎^{上云者刃傷有之由、及風聞、然処当季一藤ヨリ相尋ラル、処、一向}
左様之義無之由申、イヨ／＼キウメイニ及処、同十七日於夜中、七

条ヲトナ沙汰人、当季一藤^(マ)処江来、兩人刃傷之事一定由、注進申、

然処同十八日、罪^(マ)泉有之、次郎太郎者住屋有之間、即放火有之、与
四郎者住屋無之間、罪名計也、然者放火時分次太郎及死去、尋使有
之、

天文三年^{甲午}十二月十八日

宿院之齋五郎、四郎男ヲ令殺害間、罪科之処、徳田方ヲ以、中下藤江
侘言申間、免除早、仍集会評定如件、

天文二年^{乙未}正月廿日

当季衆等

一昨日^{十五日}、於八幡宮御廊邊集会之砌、觀教房^ラ実順房被刃傷事、言
語道断子細也、仍同十六日巳刻、於中戸門邊催集会、彼兩所罪科
了、

天文四年^{乙未}六月十六日

一去廿六日之夜、七条与四郎所^エ、尸俱之六郎次郎入道盗人ニ入間、

生害さ七早、然間彼入道住屋放火并^於北御門罪名付早、尸俱^{エハ}公人ヲ
遣放火了、

天文四年^{乙未}八月廿九日

□天文九年^{庚辰}三月十六日夜、七条郷四郎二郎男、法意^ト云尼ヲ殺了、

同屋敷内ニ庵室有、何屋内ヲ□取、言語道断前代未聞之儀也、然間

中下藤ヨリ三輩ニ披露、同廿二日、於円城院之堂ニ有集会、其評定

曰、定十貫文外、寺ヨリ五貫文可有可增旨評定、同有同類由間、搦

出躰ニモ定十貫文外、五貫文可有可增旨一結了、

□天文八年^{己未}冬比、今在家、七条、九条ニツメ殺沙汰由風聞之間、仍
彼人躰搦出、実否糺明以後、定十貫外、五貫文寺ヨリ可有可增旨、

同日於円城院堂ニテ一結了、

□七条去後家所ノ屋尻切処^ニ見合名乘懸早、然処世間以外沙汰之間、
地下へ被相尋処、分明^ニ注進雖不申、即躰^(マ)遂竈之間、罪科早、

天文八年 月 日

□去九月十一日、八講饗膳不足之処、堂方末之衆膳ヲ不居間、堂方悉

之立破早、言語道断曲事、前代未聞之儀也、然処少学頭番下藤及申
事^ニ条、所詮兩俱越度之旨、同九月廿一日、少学頭堂方番下藤^{五人}罪科

了、乞戒之役者無之間、法事^モ延行在之、然に少学頭懇望之間、同

廿七日免除了、堂方番下藤之事、雖種々^有侘言、少学頭与堂方可有階
汲旨評定間、同晦日免除了、同堂司番下公文之許へ礼ニ出了、

(以上第十三紙表まで、以下省略)

(田中 稔)